

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第25号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員訓令	ページ
○ 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	1
○ 兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	1

監査委員訓令

兵庫県監査委員訓令第4号

事務局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県代表監査委員 四海達也

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成9年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手続き」を「手続」に改める。

第2条第3号中「課長、又は」を「課長又は」に改め、同条第4号中「手続き」を「手続」に改める。

第5条第10号中「かかる」を「係る」に改め、同条第11号を次のように改める。

(ii) 臨時的に任用される職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される職員又は非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を採用し、及び退職させること。

第6条第2項第5号中「。（前条第8号ア及びイに掲げる場合を除く。）」を「（前条第8号ア及びイに掲げる場合を除く。）」に改め、同条第3項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第9条中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県監査委員訓令第5号

事務局

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県代表監査委員 四海達也

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局職員服務規程（平成10年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ほか、」の右に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する」を加え、「非常勤職員を除く。」を削る。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職務の内容その他の事由により代表監査委員が貸与の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、職務の内容その他の事由により代表監査委員が交付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

い。

第2条第3項中「職員き章」を「貸与された職員き章」に、「職員証」を「交付された職員証」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。